

令和 6 年度地域共生型再エネ導入促進に向けた説明会（令和 7 年 2 月 7 日開催）

質疑応答に対する回答（順不同）

1. 環境省への質問

Q1：促進区域の設定について、1つの市区町村が促進区域を設定するにあたり、都道府県と1つの市区町村が共同で促進区域の設定をすることが可能とのことですが、必ず都道府県と共同で設定しなければならないのか。また、その場合の県の役割はなにか。加えて、改正後の新法の趣旨と法解釈について、改めてご教示いただきたい。

（回答）1つの市区町村が単独で促進区域を設定する際は、必ず都道府県と市区町村が共同する必要はないこととしている。都道府県としての役割は、市区町村を包括する広域の地方公共団体として、地域の脱炭素化を積極的に牽引することが期待される。このため、改正法の規定に基づき、小規模地方公共団体に対する垂直的な連携や支援を進める手段のひとつとして、共同して促進区域を設定することも可能としている。市区町村の状況や再エネポテンシャルを踏まえ、必要に応じて共同して設定いただくか御判断いただくことが望ましい。

新法の趣旨と法解釈について、新法において促進区域等を、市町村と共同して設定する場合に限って都道府県が行えることとした。これは、2以上の市町村の区域にまたがる事業認定を行うことを想定したものであるが、1都道府県と1市町村にて行うことも含まれるものであり、条文及び過去の環境省からの文書においてこの適用類型を排除しているものではない。

Q2：法改正前と改正後の都道府県基準と都道府県の関係性について、改正前は市区町村が定める促進区域について、国の基準を踏まえ県が設定した都道府県基準に即して、促進区域を定める場合が一般的だと考えるが、改正後は、都道府県と市区町村が共同して促進区域を定めることが可能となる。その場合に、都道府県と市区町村が都道府県基準に即して促進区域を定めるということか。

（回答）改正法に基づき都道府県と市区町村で促進区域を共同設定する場合でも都道府県基準に基づき設定することとなる。詳細については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」17ページ及び61ページを参照されたい。

Q3：事務事業編のみの自治体は同促進事業の取り扱いはどうなるか？

（回答）環境省説明資料 P22 のとおり、現時点で区域施策編を策定していない場合でも地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項のみを定めることが可能である。

Q4：促進事業のみを定めた区域施策編の策定をした場合、それは区域施策編作成にかかる補助金・交付金などの措置を受けることは可能か。

（回答）

区域施策編の作成にかかる補助金・交付金の交付が受けられるか否かについては、それぞれの交付要綱等を御確認されたい。なお、弊室にて所管している「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の支援メニューのうち、「地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援事業 第1号事業. 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業」については、要件を満たしており、かつ、過去に同事業で交付を受けていない地方公共団体（市町村、特別区）であって、政令指定都市、中核市、施行時特例市や、応募申請書の提出時に地域脱炭素移行・再エネ促進交付金の脱炭素先行地域づくり事業及び重点対策加速化事業に採択されている団体を除く団体のみ申請可能である。

なお、環境省資料 P36 については、促進事業に関する事項の設定を前提にしたゾーニング作業に関する補助金となる。促進事業に関する事項の設定を目指す際にはこちらの活用についても御検討されたい。

Q5：ワンストップ化特例で市区町村等が一括手続した場合に、手続きについて本来事業者に課せられる手数料の取扱いはどうなるのか。（市区町村から徴収するのか、免除するのか、等）

（回答）市町村が温対法第22条の2第4項等に定める一括手続における協議により許認可権者に対する協議は、個別の法律に基づく許認可等の申請ではない（地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）別冊 コラム・認定事業に対する特例・様式集・法令の「第6 付録（様式・参考様式衆）」）ことから、地方公共団体が定める手数料の徴収に係る取り扱いに関する条例等に特別の定めがある場合を除き、手数料は発生しない。

一括手続を活用する場合の手数料の徴収及びその額については、手数料についての条例の制定及び改正を含め、それぞれの地方公共団体において御検討いただきたい。

2. 氷見市への質問

Q6：氷見市資料 P4 地域エネルギー会社の事業目的（主な事業）に北陸電力の電力メニューの取次販売とあるが、地域エネルギー会社で取次販売を行う目的やメリットについて教えていただきたい。

（回答）電力取次事業は会社としての基盤を安定させる目的で令和 2 年 10 月の会社設立後、同年 11 月から本市公共施設を対象として実施しているものだが、「氷見ふるさとエネルギー（株）」の設立目的は、エネルギーの地産地消による地域内経済循環率の向上や地域の活性化にあるため、設立当初から公共施設や個人・法人向けの再エネ・省エネ設備導入等支援事業や市民向けの環境啓発事業等のエネルギー事業を実施し、現在では太陽光発電による PPA 事業等を展開しているところである。

Q7：R5 年 3 月に土地が返還され、同年 8 月には事業計画の提出がなされているが、地方公共団体実行計画における促進区域設定はそれ以前に前もってなされていたのか。それとも、本認定事業を見据えて、促進区域を設定したものか。

（回答）氷見市では令和 5 年 3 月に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しており、当該計画の策定に合わせて促進区域を設定している。促進区域における太陽光発電事業については、計画策定以前から地元関係者や関係機関等において様々な検討を行っていたが、実行計画策定のタイミングと重なったため、農地転用許可を含む事業実施の可能性について関係機関等と調整を進めるほか必要な検討を行った結果、促進区域等を設定するに至ったものである。

Q8：目的が農地転用と明確な中で、農山漁村再エネ法のみではなく温対法に基づく地域脱炭素化促進事業を絡めた理由があればご教示いただきたい。

（回答）当該事業は、農山漁村の健全な発展等に資する取組みであるとともに、エネルギーの地産地消事業として地域の脱炭素化の推進、地域内経済循環率の向上及び災害時の電源確保など、環境・経済・社会的課題の解決を同時に実現し、持続可能なまちの実現に貢献する本市の重要な取組みであることから、促進区域等を地球温暖化対策実行計画に位置付け事業を推進することとした。